

平成 25 年 1 月 31 日

## 海洋・港湾構造物維持管理資格制度 特別資格の付与

一般財団法人沿岸技術研究センターは、『海洋・港湾構造物維持管理資格制度実施要綱』（平成 20 年 8 月 25 日制定）第 13 条に基づき、海洋・港湾構造物維持管理資格制度監理委員会の認定をうけて、海洋・港湾構造物維持管理士特別資格を付与しましたのでお知らせします。

### ※ 第 13 条

資格認定機関は、海洋・港湾構造物の維持管理に関して特に優れた知識を有し、指導的立場にあると監理委員会が推薦した者に対し、第 5 条の規定によらず、海洋・港湾構造物維持管理士の資格を与えることができる。

認定者は、[こちら](#)。